七十五　地域企業人材支援事業に要する経費があること。

地域企業人材支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十六　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十七　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。

市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数（増員された技術職員数として総務大臣が調査した数の範囲内に限る。）に六、一五七、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 AのBに対する割合が1.00を超える市町村 A×0.01 AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 A×0.0025 算式の符号 A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国

七十八　地域企業人材支援事業に要する経費があること。

地域企業人材支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

七十九　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

［新設］

被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 AのBに対する割合が1.00を超える市町村 A×0.01 AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 A×0.0025 算式の符号 A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国